

必見

長崎県道路交通法施行細則の
一部が改正されました。
(平成25年4月1日施行)

【概要】

交通事故につながるおそれのある危険な行為として

- 自転車の運転中に携帯電話等を使用すること
- 自動車、バイク、自転車等を運転中にイヤホン、ヘッドホン等を使用し、周囲の音が聞こえない状態で音楽を聞くこと

などを明確に禁止しました。(新設)

また、

- バイクや自転車で傘差し運転等をする行為が、全ての道路において禁止されました。(改正)

【罰則】

公安委員会遵守事項違反として5万円以下の罰金になります。

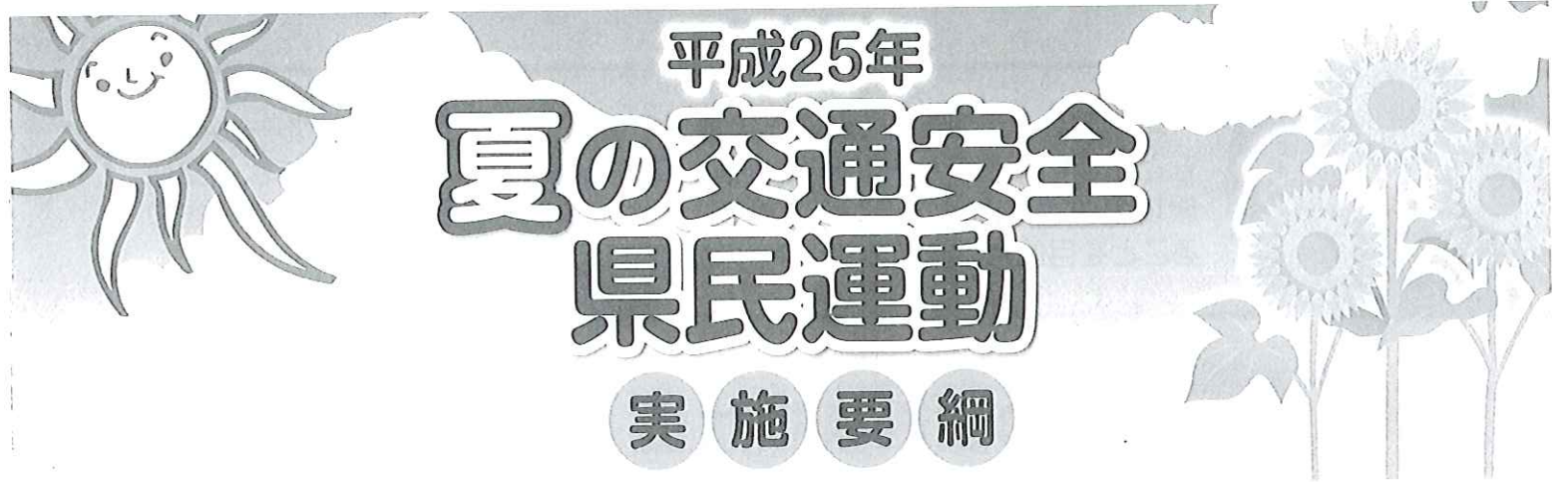


県内統一行事

7月10日(水)	広報活動強化の日	歩行者やドライバーに交通安全運動への積極的な参加を呼びかけます。
7月12日(金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
7月16日(火)	街頭指導活動強化の日	登下校指導をはじめ、自転車利用者へのマナー遵守、高齢者の歩行中における危険行動、シートベルト着用等について街頭指導を強化します。
7月19日(金)		

平成25年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

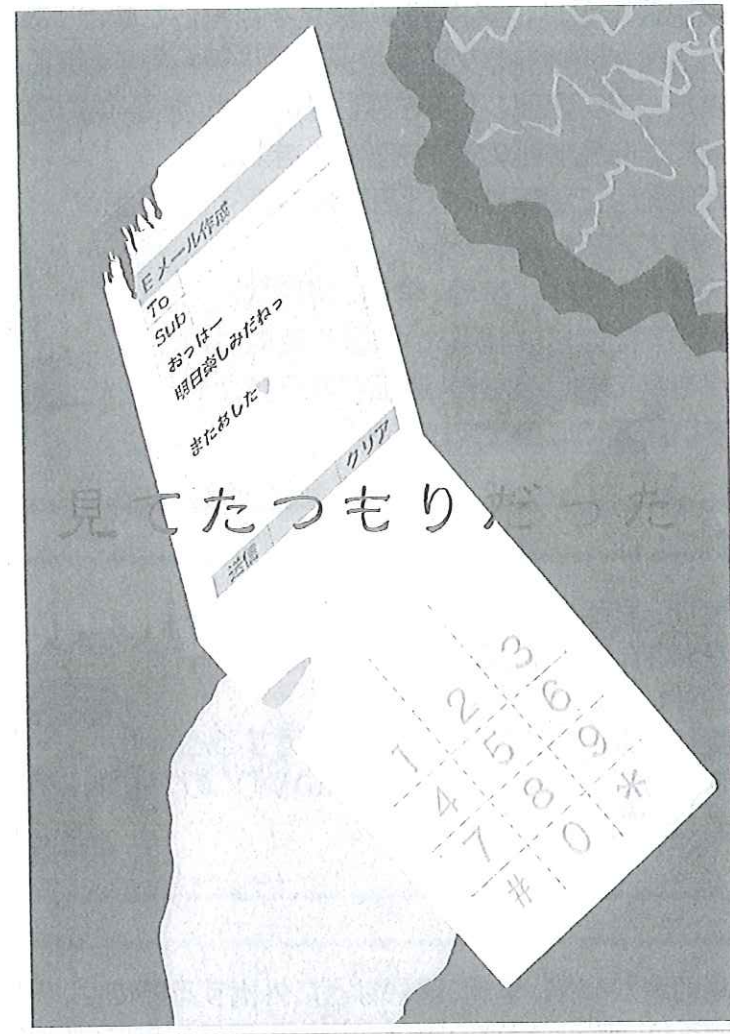


実施期間

7月10日(水) » 7月19日(金)

スローガン

スマホ手に
車や自転車
事故のもと



交通安全図画最優秀作品(平成24年度知事賞)
長崎県立大村高等学校3年(当時)
磯部安加里さんの作品

重点

- 高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

特別広報

- ☆ 脇見・ぼんやり運転の防止
- ☆ 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

重点1 高齢者の交通事故防止

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢運転者・高齢歩行者に対する保護意識の醸成を図るために次の項目を推進します。

高齢者は

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。
- また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。
- 70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」をつけて運転しましょう。
- 高齢歩行者は、夜間、早朝、薄暮などに外出する際には、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。



運転者は

- 夜間、早朝、薄暮などは、高齢者が道路を横断しているかも知れないと思い、注意しながら運転しましょう。
- 歩いている高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど「思いやり」のある運転に心掛けましょう。



家庭・地域 職場では

- 高齢者が夜間、早朝、薄暮などに外出する際には、車に注意するよう声をかけたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に付けるよう促しましょう。
- 職場の朝礼、出発時の声かけ、各種会合などの機会を通じて、事業所全体で思いやり運転に心掛けるよう指導しましょう。

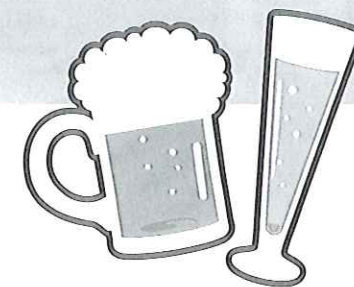
関係機関・団体では

- 高齢歩行者等が多く利用する地域での保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保するための交通安全総点検を行いましょう。
- 高齢者の交通事故実態を踏まえ、交通事故抑止効果の高いイベントや広報啓発活動を進めましょう。

重点2

飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民一人ひとりに対し、飲酒運転の悪質・危険性及び飲酒運転事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。



運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志をもちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、飲酒運転にならないよう、酒量や時間に十分配慮しましょう。

家庭・地域 職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。
- 「飲酒運転追放三ない運動（酒を飲んだら運転しない、運転前には酒を飲まない、運転者には酒を出さない）」を実践しましょう。

関係機関・団体では

各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止などの「飲酒運転周辺者三罪」を始めとした飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。

重点3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。

運転者は

発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認や着用後の発進を実践しましょう。

家庭・地域 職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣づけましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。

関係機関・団体では

各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務や着用効果について周知を図りましょう。